

個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露ができる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業主

次の（1）～（3）すべてに該当する事業主が対象です。

- （1）労働者災害補償保険の適用事業主
- （2）次のいずれかに該当する中小事業主

業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- （3）リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
<p>次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く）</p> <p>①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料</p>	個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円	1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等從事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。



厚生労働省



(公社) 全国労働衛生団体連合会（全衛連）